日当者が

不当景品類及び不当表示防止法は、事業者 にとって身近な法律の1つです。ここでは、 スシロー騒動で話題になった「おとり広告 | 特に気を付けたい景品表示法が 規制する内容について解説します。

について解説します。

が知っておきたい不当表示の基本 に関する規制を取り上げ、担当者 も多いのではないでしょうか。

「不当表示」、特に「おとり広告」

本稿では、景表法の規制のうち

後を絶たず、

不安を感じる担当者

うに景表法違反を問われる企業は

アスノ法律事務所

弁護士・中小企業診断士 伸吾 田所 (1)

スシローで問題となった おとり広告

サイトで宣伝していた商品を実際 ーに対して、 経営する株式会社あきんどスシロ 回転寿司チェーン「スシロー」を ことし6月、消費者庁は、大手 同社がCMやウェブ

して、 品」について規制することで、 する「おとり広告」に該当すると を示す際には省略します)で規制 ったことから、 には多くの店舗で販売していなか 「景表法」といい、景表法の条文 景表法は、 「表示」および提供する「景 措置命令を出しました。 事業者が行なう広告 景品表示法(以下 不

不当表示とは 景表法が規定する

規制対象は広告に限らない

している「表示」について説明し 前提として、まず景表法で規制

ています (2条4項) 行なう広告その他の表示」とされ 引するための手段として(中略) おける「表示」とは、「顧客を誘 それだけに限りません。景表法に 告」ですが、景表法の規制対象は 「表示」の代表的なものは

示によれば、 その具体的な定義をしている告 「容器、 包装」「チラ

> 等による「広告その他の表示」と シ、パンフレット」「D レビ、ラジオ、 実演」「新聞、 電話、 口頭」「陳列物または 雑誌、 インターネット」 出版物、 М F Α

うことから、

景表法と無縁ではい

や景品を伴うキャンペーンを行な

られません。

ところが、

今回のスシロ

ーのよ

されており、極めて広範な内容と

なっています。

律です。

多くの会社では製品広告

当な誘引から消費者を保護する法

実務上、求められます。 されないように対応することが、 を前提としたうえで、不当表示と 規制する「表示」に該当すること 目に触れるものはすべて景表法の 原則として商品等に関して顧客の したがって、事業者としては、

不当表示の類型

次のとおりです。 景表法の規制する不当表示は、

優良誤認表示 (5条1号)

も著しく優良であると示す表示 しくは競争事業者に係るものより 般消費者に対し、実際のものも 商品・サービスの内容について、

有利誤認表示 (5条2号)

2

方に著しく有利であると一般消費 者に誤認される表示 業者に係るものよりも取引の相手 いて、実際のものもしくは競争事 商品・サービスの取引条件につ

認されるおそれがあり内閣総理 る事項について一般消費者に誤 商品・サービスの取引に関す

企業実務 2022. 9

大臣が指定する表示(5条3号)

示」により規制される表示 内閣総理大臣による「指定告

③に該当します。
「おとり広告」は、このうちの

示」の具体例の「優良誤認表示」「有利誤認表

とされています。 示」「有利誤認表示」に該当する ボ、次のような例が「優良誤認表 は、次のような例が「優良誤認表 景品表示法ガイドブック」によれ

優良誤認表示の例

(食品) 牛肉のブランド

(予備校)予備校の合格実績広告 (予備校)予備校の合格実績ナンバーワン」である 要際には、他校と異なる方法で 実際には、他校と異なる方法で といいながのように表示。

有利誤認表示の例

(通信) 携帯電話通信の料金

社の割引サービスを除外した料金実際には、自社に不利となる他

に表示。 かも「自社が最も安い」かのよう 比較であるにもかかわらず、あた

販売価格(家庭用電化製品)家電量販店の

いた。 家電量販店の店頭価格につい 家電量販店の店頭価格につい を実際の平均価格よりも高い価 を表示しながら、その平均価 を実際の平均価格よりも高い価 を実際の平均価格がら値引き で、競合店の平均価格がら値引き

なお、「優良誤認表示」としてなお、「優良誤認表示」としてよる「効果、性能」のよく問題となる「効果、性能」の表示に関しては、表示に疑義がある合理的根拠を示す資料を提出なる合理的根拠を示す資料を提出のよいます(7条2項)。

な表されています。 な表されています。 な表されています。 ではいわゆる「二重価格表示」が ではいわゆる「二重価格表示」が ではいわゆる「二重価格表示」が

どうなるか不当表示を行なったら

不当表示を行なった事業者に対

行なわれます。や「課徴金納付命令」(8条)しては、「措置命令」(7条1百

「措置命令」は、行為の差止め「措置命令」は、行為の差止めなったことの一般消費者への周知従業員への周知徹底、不当表示で取止め、再発防止措置等を求める命令でなったことの一般消費者への周知が、不当をが具体的事項として命令されることが多いといえます。

れます(36条等)。 措置命令に従わない場合には、

「課徴金納付命令」は、不当表 「課徴金納付命令」は、不当表 3%を事業者に納付するよう求める命令です。課徴金納付命令の対象となる行為は「優良誤認表示」
「有利誤認表示」のみであり、「おとり広告」をはじめとした「指定告示」に係る表示は対象とはなりません。

生じる損失リスク)も考慮する必要は消費者庁により公表されるため、それによるレピュテーションめ、それによるレピュテーションが、それによるレピュテーションがが毀損されることによってな情報が世間に広まり、信用やブロスク(会社に関する命令は以上のとおりですが、各命令を受けた企とおりですが、各命令を受けた企

要があります。

) が が

規制について「おとり広告」に関する

細を確認します。 ここからは、スシローの事例で

ています(次三図表1)。 準」によって運用基準が定められり広告に関する表示』等の運用基り広告に関する表示』等の運用基定を表示。

大まかにいえば、「実際には表示された商品等を購入することができないにもかかわらず、消費者が購入できると誤認するおそれのある広告」が「おとり広告」とされます。

「おとり広告」といった事例なかで、「目玉商品として掲載しなかで、「関定商品」としか記載していないでしょう。しかし、たとえった詐欺的な手法を用いる企業はった詐欺的な手法を用いる企業はった詐欺的な手法を用いる企業はった。(図表1の1号の④)といった」(図表1の1号の④)といった。(図表1の1号の④)といった。(名号)、顧客がで、「目玉商品として、「日本商品とは、「日本商品として、「日本商品として、「日本商品として、「日本商品といいて、「日本商品という」といいる企業は、「日本商品として、「日本商品として、「日本商品というないで、「日本商品として、「日本商品として、「日本商品として、「日本商品として、「日本商品として、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品として、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本商品というないでは、「日本の「日本商品というないった。」「日本商品をいる」には、「日本商品というないでは、「日本商品をいる。」には、「日本商品をいる」には、「日本商品をいる」には、「日本のでは、「日本商品をいる」には、「日本のでは、

図表1 おとり広告の定義・運用基準(概要)

一般消費者に商品を販売し、または役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品または役務の取引 (不動産に関する取引を除く)に顧客を誘引する手段として行なう次の各号の一に掲げる表示

- (1号) 取引の申出に係る商品または役務(「おとり」とする商品のこと。以下「広告商品」といいます)について、<u>取引を行なうための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合</u>のその商品または役務についての表示
 - ●「取引を行なうための準備がなされていない場合」の例
 - ① 当該店舗において通常は店頭展示販売されている商品について、広告商品が店頭に陳列されていない場合 (例)家電量販店Aにおいて、広告商品等としたパソコンXは通常は店頭で展示販売しているが、広告後は店頭に陳列しなかった。
 - ② 引渡しに期間を要する商品について、広告商品については当該店舗における通常の引渡期間よりも長期を要する場合 (例)パソコンの引渡しに通常1週間かかるところ、パソコンXは3週間かかるとした。
 - ③ 広告、ビラ等に販売数量が表示されている場合であって、その全部または一部について取引に応じることができない場合 (例)「パソコンX 限定50台」と掲載したが、実際には10台しか用意していなかった。
 - ④ 広告、ビラ等において写真等により表示した品揃えの全部または一部について取引に応じることができない場合 (例) ビラにおいてパソコンXの写真を掲載したが、実際にはパソコンXは用意していなかった。
 - ⑤ 単一の事業者が同一の広告、ビラ等においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合であって、当該広告、ビラ等に掲載された店舗の一部に広告商品等を取り扱わない店舗がある場合
 - (例)ビラでは「家電量販店A全店でパソコンXを販売」と記載したが、実際には一部店舗で販売していなかった。
 - ※ 例示の事態が事業者の責任によるものではなく、かつ、広告商品等の取引を申し込んだ顧客に対して広告どおりの取引条件で取引する旨を告知し、希望顧客に対しては遅滞なく取引に応じているときには、不当表示には当たらないものとして取り扱う。
 - ●「取引に応じることができない場合」の例
 - ① 広告商品等が売却済である場合
 - (例)中古車販売店Bが売却済の中古車Yを広告商品等とした。
 - ② 広告商品等が処分を委託されていない他人の所有物である場合 (例)査定のため顧客から預かっている中古車Zを広告商品等とした。
- (2号) 広告商品等の供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない 場合のその商品または役務についての表示
 - ※ 供給量が「著しく限定されている」とは、広告商品等の販売数量が予想購買数量(従来の実績等を勘案して算定)の半数にも満たない場合をいう。また、供給量が「限定されている」旨の記載では足りず、実際の販売数量まで記載しなければならない。さらに、複数店舗で販売する旨を記載する場合には、原則として店舗ごとの販売数量を明記する必要がある。
- (3号) 広告商品等の供給期間、供給の相手方または顧客1人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその商品または役務についての表示
 - ※「限定されている」旨の記載では足りず、実際の販売日、販売時間等の販売期間、販売の相手方または顧客1人当たりの販売数量を明瞭に記載しなければならない。
- (4号) 広告商品等について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行なわれる場合その他実際には 取引する意思がない場合のその商品または役務についての表示
 - ●「取引の成立を妨げる行為」の例
 - ① 広告商品を顧客に対して見せない、または広告、ビラ等に表示した役務の内容を顧客に説明することを拒む場合
 - ② 広告商品等に関する難点をことさら指摘する場合
 - ③ 広告商品等の取引を事実上拒否する場合
 - ④ 広告商品等の購入を希望する顧客に対し当該商品等に替えて他の商品等の購入を推奨する場合において、顧客が推奨された他の商品等を購入する意思がないと表明したにもかかわらず、重ねて推奨する場合
 - ⑤ 広告商品等の取引に応じたことにより販売員等が不利益な取扱いを受けることとされている事情の下において他の商品 を推奨する場合
 - ※ 上記行為が行なわれれば、結果として広告商品等の取引に応じたとしても、4号に該当するとされる。また、「合理的理由」は 「未成年者に酒類を販売しない」といった限定的な場合に限られ、営業上の理由は該当しない。

企業実務 2022. 9 76

ではなく、経営面からも問題点を考え、多角的な視点から経営をよりよくするアドバイスを行なう。 たどころ 京都大学法学部卒業。中小企業診断士の資格をもつ弁護士として、

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上 図表2 の措置についての指針」に例示された管理体制

景表法の考え方の周知・啓発

表示等に関係している役員や従業員にその職務に応じた周知・啓 発を行なう。

(例) 景表法の社外講習会への参加や、社内勉強会の開催。

② 法令遵守の方針等の明確化

景表法を含む法令遵守の方針やそのための手順等を明確化する。 (例)社内規程において、法令順守の方針や不当表示等が発生した 場合に係る連絡体制、具体的な回収等の方法、関係行政機関 への報告の手順等を規定。

③ 表示等に関する情報の確認

消費者に訴求するため積極的に表示を行なう場合は、表示の根拠 となる情報を確認する。

(例)企画・設計・調達・生産・製造・加工の各段階における確認事 項の集約、表示の根拠の確認、最終的な表示の検証。

④ 表示等に関する情報の共有

③で確認した情報を、当該表示等に関係する各組織部門が必要に 応じて共有し確認できるようにする。

表示等を管理するための担当者等を定めること

表示等に関する事項を適正に管理するため、表示等を管理する担 当者または担当部門をあらかじめ定める。

⑥ 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措 置を採ること

③で確認した情報を、商品等が消費者に供給される合理的期間、 事後的に確認するために、資料の保管等必要な措置を採る。

⑦ 不当表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

商品等に景表法違反またはそのおそれがある場合、事実関係の迅 速かつ正確な確認、迅速かつ適正な一般消費者の誤認排除、再発防 止に向けた措置を講じる。

(例)一般消費者への周知および回収の速やかな実施、関係従業員 等に対する研修等の再実施。

告では いと思 を謳う場合だということです。 不当表示を防ぐための 特に気を付けてください。 いますが、 「安売り そのような場合 を謳うことが多

要です。

なお、

運用

ば、

ぉ

されてしまいますの

で、

注意が必

ような場合も

「おとり広告」と

. の

ではない

でし

ようか。

とり広告」の

の取締り 基準によれ

は、

「広告、

ビラ等において、

通常よりも廉価

実務上の留意点

実務上、 不当表示を防ぐため どのような点に留意

りの重点対象としては ととされています。 たは役務」について重点を置くこ で取引する旨の記載を伴う商品ま

で

つまり、

(1)

13 類 ても事業者の義務とされ を整備することが必要です。 0 (26条)、「事業者が講ずべき景品 ついての指針」 の提供及び表示の管理 管理体制の整備は景表法にお 規模や業態、 取引態様等に応じた管理体制 商品 や役 ており 務 0) 内

管理体制の整備

不当表示を防ぐため ~示され いには、 一の措置 ていま

2

ておく

体制 (2) 1 その他、 示のチェ 自社の その他の対応策 は図表2のとおりです。 ックポイントを作成 取扱商品等に応じた表 実務上の対応策は、

等の報道発表資料) 載される景表法に関 (法令・告示・ガイドライン・ 消費者庁のウェ 針、各種改正情報、 ブサイトに を適宜 する情報 措置命令 確認

ておく

といった方法が考えられます。 とのパイプをつくっておく に備えて景表法に精通した弁護 士や規制庁 内部のみで判断できない場 や都道府県の景表法主管課 * (消費者庁表示対策

* *

すが、 今後はさらなる規制の強化が考え 解説できなかった点も多々ありま 本を解説しました。 中心に、不当表示規制に関する基 件数は高水準を維持しており、 おとり広告」に関する規 景表法に基づく措置命令等 紙幅の都合上 制

再認識 アンスにおける景表法の重要性を Ć 担当者におい くことが 自社における対応を進 、ては、 重要です。 コンプライ

られます。

77